

副本

平成16年(ワ)第16702号 損害賠償請求事件

平成17年(ワ)第10492号 損害賠償請求事件

原告○○○○ほか123名


被告 西東京市

意見書

平成19年4月23日


東京地方裁判所民事第7部合B通係 御中

被告指定代理人

鈴木 秀雄 


秦 智子 


小林 勝 


梶山 大輔 

大田 隆昭 

崎 森孝 

菅野照 

岡村保 

早川礼 

被告は、原告らの2007年（平成19年）1月29日付け「証拠申出書」（以下「本件申出書」という。）における上原公子（以下「上原」という。）の証人尋問の申出について、以下のとおり意見を述べる。

- 1 原告らは、証すべき事実を「住基ネットからの離脱を決め継続している自治体の長として、住基ネットは自治事務としてどれほどの意義があるか。住民のプライバシーを守る基礎自治体の責任。」として、国立市長である上原の証人尋問の申出をすところ、上記証すべき事実及び尋問事項の記載に照らすと、原告らは、同証人尋問によって、国立市における住基ネットからの離脱状況等（尋問事項4及び5）に基づいて住基ネットの「意義」及び基礎自治体の「責任」についての一般的評価（尋問事項1, 2, 3及び6）を、立証しようとするものと思われる。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件において上原の証人尋問を行う必要性は認められない。

- 2 証人尋問とは、「訴訟の第三者に、その者が過去に経験した事実を供述させて、それを証拠とする手続」（門口正人編「民事証拠法体系第3巻」3ページ）であり、当事者間において事実関係に争いがある場合に事実関係を確定するために行われるものである。そのため、証人に対して、意見の陳述を求める質問や証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問をしてはならず、これらは正当な理由がある場合に限って個別例外的に許されるにすぎない（民事訴訟規則115条2項）。

しかるに、上記のような住基ネットに関する一般的評価については、これまでの審理において既に十分な主張立証が尽くされている上に、仮にこの点について証人尋問が行われるとすれば、結局のところ上原の意見ないし憶測の開陳に終始することが予想されるから、このような証人尋問は、上記のような証人尋問本来の目的に照らし、不適當といわざるを得ない。

- 3 また、本件は、いずれも西東京市に在住する原告らが同市長による住民票への住民票コードの記載及び住民票コードの東京都知事への通知が、原告らの人格権ないしプライバシー権を侵害するとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求める事案であるところ、国立市における住基ネットからの離脱状況等は、本件とは無関係な市町村に関する事情であり、およそ原告らの請求原因ないしこれを基礎づける事実とはいえないから、上原の証人尋問を行う必要性は認められない。
- 4 さらに、本件申出書の尋問事項のうち、「2 基礎自治体の事務運用における費用対効果」、「4 国立市長として住基ネット離脱を決定した経緯」及び「5 住基ネット離脱に関する国立市議会、国立市民の反応」については、別件同種訴訟（御庁民事第50部に係属していた平成14年（フ）第16303号ほか9件。なお、同事件においては、国家賠償請求を含め、原告らの請求はいずれも棄却されている（乙第28号証。））における上原の証人尋問においておおむね証言されているから、原告らにおいて必要があれば、その尋問誠書を証拠として提出すれば足り、本件で尋問を実施する必要性は認められない。
- 5 以上のとおり、本件申出書による上原の証人尋問の申出は、明らかに必要性を欠くから、速やかに却下されるべきである。